

1. 事故発生の日時 平成27年12月 4日(金) 17時10分頃

2. 事故発生の場所 九度山町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路改良工事

工期：平成27年 7月17日～平成28年 3月20日

4. 請負業者名 県外建設業者

5. 事故発生状況

作業終了後、現場事務所1階から2階へ階段を昇ろうとした際、5～6段目で手摺を掴み損ねてバランスを崩し階段から下へ転落した。

○男性1名負傷 腰椎の骨折

6. 事故原因

- ・現場事務所として設置したユニットハウスの外付け既製階段を1階から2階へ上る途中で、階段を登る体勢を補助的に保持するための手摺りに、体の重心が後にある状態から上体を持ち上げるように手摺りを利用し階段を登ろうとした時に、手摺りを掴みそこね背面部から階段下に落下した。
- ・事故発生時間は17時を過ぎた日没後の薄暗い状況であり、手摺までの距離を見誤った。
- ・事故が発生した階段は、日常的に使用している現場事務所の設備であり、使用者に油断があった。
- ・現地調査の結果、事故が発生した階段と手摺りは、ユニットハウスに附属する既設製品であり構造的な問題は確認出来なかった。

7. 改善対策

- ・全工事関係者に、本事故を例とした階段や昇降設備等の安全、適切な使用について、安全教育や訓練を通して周知し、安全意識の向上を図る。
- ・日没後の対策として、階段を照らす照明設備を設置する。
- ・現場事務所、及び作業ヤードにおいて、同様の落下事故が想定されるため、全ての昇降設備、段差箇所に『足元注意』、『段差あり』等の注意喚起看板を設置する。